

不動産業 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

令和2年5月22日

私たちは、以下の全てのことを遵守することを宣言します。

1 三密を徹底的に回避します。

- <密閉>毎時の換気
- <密集>受付・相談場所等での密集防止
- <密接>社会的距離（およそ2m）の確保

2 感染防止の対策を行います。

- (1) 発熱などの症状のある方の入場制限
- (2) 発熱などの症状がある従業員の出勤制限
- (3) 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- (4) マスクの着用（従業員及びお客様に対する周知）
- (5) 手の触れる場所の消毒
- (6) 施設の換気（可能な限り複数の窓を同時に開けるなどの対応）
- (7) 対面する場所の亚克力板・透明ビニールカーテン等による遮蔽
- (8) 手洗いや手指の消毒の徹底

3 トイレ

- (1) 便器内は、通常の清掃
- (2) 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒
- (3) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示
- (4) ペーパータオルを設置するか、個人でタオルを持参していただく
- (5) ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

4 ゴミの廃棄・清掃

- (1) 鼻水、唾液のついたゴミはビニール袋に入れて密閉して廃棄
- (2) ゴミを回収する際のマスクと手袋の着用
- (3) マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
- (4) 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
- (5) 通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒

5 重症化リスクに配慮します。

- (1) 高齢者や持病のある方への配慮
- (2) 妊産婦などへの配慮

6 不動産業として次の取組を行います。

◎事務所等における顧客との対応

- (1) できる限り事前予約での接客対応に努める
- (2) お客様等との面談の日時・場所・相手方等を記録し、万一の感染の事態に備える
- (3) 室内の換気や消毒（例：接客カウンター周辺、椅子、筆記用具、案内ツール、タブレット端末等）を積極的に行う
- (4) 契約書面や重要事項説明書を事前送付し、対面での説明時間の短縮を図り、各種用語等の説明や疑問点は電話やWEBで丁寧な説明を実施する

◎取引物件の対象となる現場での対応

- (1) モデルルームや現地案内所等においても「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る
- (2) 現場の物件の状況等を勘案しつつ、マスクを着用し消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所・物品の定期的な消毒を実施する
- (3) モデルルームや物件の内見後にドアノブなどの消毒を実施する

◎その他

- (1) 事務所・休憩室においても「三つの密」を回避
- (2) これらの取組のほか、国土交通省の「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守する